



1 概要

業者等（※注）に委託して空き家の清掃を行う空き家登録者に対し、清掃費用の一部を補助する制度です。ただし、補助金を受けることができるのは1物件につき1回限りです。

2 条件《すべてに該当すること》

- (1) 空き家バンクに登録された物件であること。
- (2) 空き家バンク登録者の申請であること。
- (3) 清掃を業者に委託すること。
- (4) 清掃完了前の申請であること。

※ 清掃者が業者等に該当しない場合は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

3 対象経費及び補助金の額

○ 対象経費

建物内の清掃及び建物敷地内にある樹木の伐採・草刈り、伐採した樹木等不要物の処分費

○ 補助金の額

対象経費の額とし、限度額は2万円とする。

（1, 000円未満の端数は切り捨て）



4 必要書類

- (1) 清掃前後の写真（清掃した箇所がわかるように撮影してください。）
- (2) 業者等が発行した領収書の写し

5 その他

偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときや、交付決定の内容又は条件に違反したとき、清掃を中止した場合などは、補助金の全額を返還していただきます。

検討される際は、必ずご連絡をお願いします。

■お問い合わせ先■ 江田島市 企画部 交流促進課 TEL0823-43-1632

裏面につづく

※注

業者等とは・・・

法人又は個人（ともに申請者の2親等以内の親族を除く）

2親等とは申請者を本人として赤丸の中の関係にある人を言います

親族図

